主 文 原判決を破棄する。 被告人に対する刑を免除する。 理 由

弁護人の控訴趣意は末尾添付の書面記載の通りである。

控訴趣意第一点について。

被告人が原審共同被告人Aと共謀の上昭和二十四年十月二十一日午後十一時半頃直方市a町B方においてC所有の衣類九点、D所有の衣類六点(価格合計一万八とできるけれども、更に右証拠に原審において取調べた司法警察官に対するできるけれども、更に右証拠に原審において和調べた司法警察官に対するできるけれども、更に右証拠に原審において和調べた司法警察官との同居するであるとがであると信じていたことは明らかである。それが自己のでである。と信じていたことは明らかである。それが自己のというの後夫であるから被告人にとっては一親等〈要旨〉の姻族であり、結局とを治しており重の後夫であるから被告人にとっては一親等〈要旨〉の姻族であり、結局と知ら〈/要旨〉ないで窃取したことに帰着する。従つて本件は刑法第三十八条第二の知ら〈/要旨〉ないで窃取したことに帰着する。従つて本件は刑法第三十八条第二の出り重通窃盗としてこれを処断すべきではなく、畢竟親族相盗の例に準にした。という外なく、論旨は理由がある。

よつて爾余の控訴趣意に対する判断を為すまでもなく、刑事訴訟法第三百九十七条により原判決を破棄し、同法第四百条但書により当裁判所は更に自ら判決を為すべきところ、上来認定の事実に法律を適用すれば、被告人の本件所為は刑法第二百三十五条第六十条第二百四十四条第一項第三十八条第二項に該当するから、被告人に対しては刑を免除するものとし、主文の通り判決する。

(裁判長判事 谷本寛 判事 竹下利之右衛門 判事 佐藤秀)